

三田市ふれあいと創造の里条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第2条 省略 (施設及び事業)</p> <p>第3条 創造の里に、次に掲げる施設を設置する。</p> <p>(1) トータルライフ向上センター</p> <p>(2) 三田勤労者体育センター</p> <p><u>(3) 陶芸館</u></p> <p><u>(4) 多目的グラウンド</u></p> <p><u>(5) 本庄ふれあいセンター</u></p> <p><u>(6) ふれあいプール</u></p> <p><u>(7) 駐車場その他関連施設</u></p> <p>2 トータルライフ向上センターに加工室及び創作活動室を、三田勤労者体育センターにアリーナを、<u>陶芸館に作陶室及び展示室</u>、本庄ふれあいセンターに大会議室及び小会議室を置く。</p> <p>3 創造の里の施設は、第1条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) トータルライフ向上センターにおいては、地域農産物加工の研究及び実践活動を通じ、グループ活動並びにコミュニティ活動の育成を図るための事業</p> <p>(2) 三田勤労者体育センター、ふれあいプール及び多目的グラウンドにおいては、勤労者及び市民に体育、レクリエーション及び健康増進を図るための事業</p> <p><u>(3) 陶芸館においては、学童及び市民の創作活動により教養並びに文化の向上を図るための事業</u></p> <p><u>(4) 本庄ふれあいセンターにおいては、市民の文化、教養及び福祉の向上並びにコミュニティの形成を図るための事業</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事業</u> (使用時間)</p> <p>第3条の2 創造の里の施設を使用できる時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) トータルライフ向上センター及び本庄ふれあいセンターは、午前9時か</p>	<p>第1条～第2条 省略 (施設及び事業)</p> <p>第3条 創造の里に、次に掲げる施設を設置する。</p> <p>(1) トータルライフ向上センター</p> <p>(2) 三田勤労者体育センター</p> <p><u>(3) 多目的グラウンド</u></p> <p><u>(4) 本庄ふれあいセンター</u></p> <p><u>(5) ふれあいプール</u></p> <p><u>(6) 駐車場その他関連施設</u></p> <p>2 トータルライフ向上センターに加工室及び創作活動室を、三田勤労者体育センターにアリーナを、本庄ふれあいセンターに大会議室及び小会議室を置く。</p> <p>3 創造の里の施設は、第1条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) トータルライフ向上センターにおいては、地域農産物加工の研究及び実践活動を通じ、グループ活動並びにコミュニティ活動の育成を図るための事業</p> <p>(2) 三田勤労者体育センター、ふれあいプール及び多目的グラウンドにおいては、勤労者及び市民に体育、レクリエーション及び健康増進を図るための事業</p> <p><u>(3) 本庄ふれあいセンターにおいては、市民の文化、教養及び福祉の向上並びにコミュニティの形成を図るための事業</u></p> <p><u>(4) 前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事業</u> (使用時間)</p> <p>第3条の2 創造の里の施設を使用できる時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) トータルライフ向上センター及び本庄ふれあいセンターは、午前9時か</p>

ら午後10時までとする。

- (2) 陶芸館及び多目的グラウンドは、午前9時から午後5時までとする。
- (3) 三田勤労者体育センターは、午前9時から午後9時までとする。
- (4) ふれあいプールは、午前10時から午後5時までとする。

以下省略

ら午後10時までとする。

- (2) 多目的グラウンドは、午前9時から午後5時までとする。
- (3) 三田勤労者体育センターは、午前9時から午後9時までとする。
- (4) ふれあいプールは、午前10時から午後5時までとする。

以下省略